

埼玉県こころの健康相談統一ダイヤル休日・夜間事業業務委託
企画提案募集要項の内容等に関する質問回答表

質問項目	回答内容
<p>① 本事業は、現在どこかへ委託されているものでしょうか。またその場合、委託金額（税別）と委託先業者名をご教示ください。</p>	<p>現在委託中（令和6年4月1日～6月30日） 委託金額（税別）6,825,600円 委託業者 株式会社法研 となっています。</p>
<p>② 最低制限価格の設定はありますでしょうか。</p>	<p>ありません。</p>
<p>③ 低入札価格調査の対象でしょうか。</p>	<p>調査対象ではありませんが、当方で見積金額を低価格と判断した場合は、プレゼンテーション時に内容確認させていただきます。</p>
<p>④ 相談実施期間における想定のお客相談件数をご教示ください。</p>	<p>お客相談件数の想定はありません。参考となりますが、令和5年度1年間のお客相談件数（24h）は48,611件でした。</p>
<p>⑤ 仕様書 7「こころの健康相談統一ダイヤル（0570-064-556）」はナビダイヤルの認識で間違いありませんでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
<p>⑥ 仕様書 7「こころの健康相談統一ダイヤル（0570-064-556）」から先は、どのようなルートで電話転送されるのでしょうか。 貴県の裏番号へ転送されたのちに受託者番号へ転送される、直接受託者の番号へ転送されるなどご教示願います。</p>	<p>電話転送は、ナビダイヤルの番号から指定された直接受託者の番号へ転送されることとなります。</p>

⑦ 仕様書 8(1) 相談員は、他の同種サービスとの兼務でもよいでしょうか。	仕様書「6 電話回線」に規定する回線数に応じた電話相談対応をできるのであれば、兼務も可能です。
⑧ 仕様書 8(2) 「他機関との連携」の具体的な内容をご教示ください。	「埼玉県こころの健康相談統一ダイヤル休日・夜間対応マニュアル（以下マニュアルと表す）」の2(2) ①、②、③に記載している内容になります。
⑨ 仕様書 8(2) 「緊急時の対応を行える人員を配置し」の具体的な内容をご教示ください。	マニュアルの2(2)の①「緊急性の高い相談」に記載された内容を処理できる人員を配置していただく必要があります。
⑩ 仕様書 9 「別紙マニュアル」をご提示ください。	別添でマニュアルを提示しますので、ご確認ください。
⑪ 仕様書 10 様式第1号「こころの健康相談統一ダイヤル実績報告書」をご提示願います。	別添で「こころの健康相談統一ダイヤル実績報告書（以下実績報告書と表す）」を提示しますので、ご確認ください。
⑫ 仕様書 11(1) 対応結果は具体的にどのような項目をご報告するものでしょうか。	11(1) は月報（業務日誌）の作成であり、その月に受けた日にちごと、相談ごとの概要をまとめ、毎月の実績報告書を作成できるような内容としてください。
⑬ 仕様書 11(2) 各種集計表の項目について具体的に教示ください。	別添実績報告書の項目について、履行期間内の集計を行ってください。
⑭ 仕様書 11(2) 各種集計表の書式があれば、ご提示ください。要件を満たしていれば任意の書式でもよろしいでしょうか。	別添実績報告書を参考として作成してください。書式は任意で結構です。
⑮ 仕様書 11(3) 必要に応じて作成する各種集計表	別添実績報告書を構成する内容について、個別案件や期間を区切った集計などを想定していますが、必要に応じて

<p>の具体的な想定をご教示ください。また、対応の可否は都度ご相談可能でしょうか（未確定事項に対応可能か確約できないため）。</p>	<p>作成を依頼しますので、対応については双方で確認を行い進めることになります。</p>
<p>⑯ 仕様書 11（１）（２）（３）報告期日は決まっていますでしょうか。その期日の提出が難しい場合は、ご相談可能でしょうか。</p>	<p>11（１）は実績月の翌月に入って遅滞なく、（２）は履行期限の末日、（３）はその都度決めた期限となります。</p>
<p>⑰ 仕様書 12 提出する資料の様式があればご提示ください。必ず報告すべき事項はあるでしょうか。</p>	<p>様式は任意となります。電話相談の結果及び対応事例の検討会の実施内容や結果が分かるものとしてください。</p>
<p>⑱ 仕様書 14（１）開始時刻は7月1日（月）午前0時とのことですが、終了時刻は、令和7年3月31日（月）24時までの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>現在のところ令和7年4月1日以降の契約方法について未定のため、事後調整が生じる可能性があります。令和7年3月31日（月）24時まで業務を行っていただきます。</p>
<p>⑲ 医療機関をご案内する対応はあるでしょうか。その場合、医療機関の情報は事前にいただけますでしょうか。</p>	<p>別添マニュアル2（２）①にあるとおり、早急に精神科受診が必要と判断されるケースについては、精神科救急情報センターを紹介し、医療機関の案内はありません。</p>